

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

(技術検査課)

ハ一

号外 (三) 平成二十九年 四月 一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第九号

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程

昭和五十二年

岐阜県訓令甲第十六号

岐阜県企業訓令管第八十三号

号の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第四号中「資格停止等措置」を「資格停止措置」に、「公衆損害事故又は工事関係者事故に係る」を「県外に本店を有する資格者名簿登載業者が県外において発生させた事案に係る」に改め、同項中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 資格者名簿登載業者の措置（資格停止を除く。）に関する事項

第七条に次の一項を加える。

4 第二項各号に掲げる事項については、本庁部会における決議をもって入札参加資格委員会における決議とすることができる。

第八条第二項第一号中「」に限る。ただし「を」次号において同じ。」であつてに

改め、「以上三億円」を削り、「委託契約に係るものを除く」を「委託契約に係るものに限る」に改め、同項第二号中「属するもの」の下に「であつて、予定価格が五千万円未満である建設工事に係る委託契約に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる事項については、現地機関部会における決議をもって入札参加資格委員会における決議とすることができる。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社